

データ利活用制度の在り方に関する基本方針（概要）

将来像

データとAIが好循環を形成するデータ駆動社会を構築するため制度・システム・運用全体を再設計→人口減を克服しWell-Beingを実現。

【検討の視点】

A データ利活用による新たな価値の創造

B リスクにも適切に向き合いつつ
AI-Poweredな社会実現

C 透明性・信頼性の確保
（プライバシー、知財、安保等）

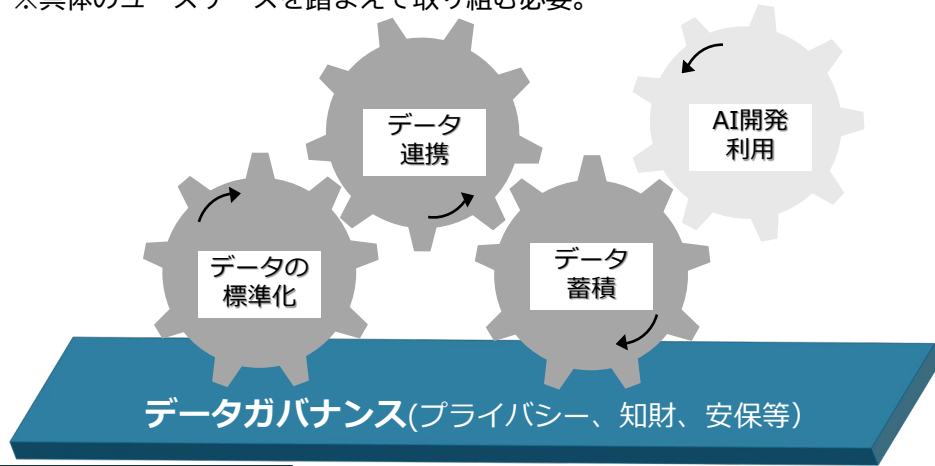
※データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係。



分野横断の取組

① AI活用にも資する円滑なデータ連携を実現するデータ利活用制度構築、②AI開発を含めた統計作成等の場合における同意にとらわれない本人関与の在り方等を含む個情法改正、③官民協働によるユースケース創出の取組を一体的に推進し、データとAIの好循環を形成。（今後、官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法などの必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す）

※具体のユースケースを踏まえて取り組む必要。



主な検討事項

データの標準化

○ データ連携を円滑化するため、国が重要分野のユースケースについて標準規格を策定

データ連携の推進

○ 「データ連携プラットフォーム」制度の構築（個人情報や知財等が含まれるデータを安心して預けられるガバナンス（公平性、競争条件等）を確保）
○ トラスト基盤の整備（事業者の真正性、実在性を確認するため公的な法人認証も対応検討（国際的な相互運用性確保））

データ蓄積 ・アクセスの円滑化

○ 質の高いデータ収集（社会経済的に重要なユースケースについて義務的手法や補助金誘導等）
○ デジタル公共財の整備

データガバナンス

○ 個人情報保護の適正な取扱い確保（個人の権利利益に対する直接の影響が想定されない取扱いと評価される場合における同意にとらわれない本人関与と必要なガバナンスの在り方、事後的規律の整備など、バランスの取れた早期の個人情報保護法改正）

先行分野の取組

行政保有データの利活用

- ・ 政府におけるデータ利活用の分野横断的な統括機能の確立
- ・ 分野間におけるデータ連携の推進、識別子

医療データ

EHDSを参考にした創薬、医学研究などの二次利用を進めるための包括的・体系的な法制度、情報システムの整備等（来年夏目途に議論、法改正が必要な場合は令和9年通常国会提出を目指す）

金融データ

- ・ 家計の収支管理等の設計・点検を容易に行うために必要な金融情報の見える化に向けた取組を推進
- ・ クレカについて令和7年度中にAPI接続に向けた対応の方向性・工程のとりまとめ

教育データ

自治体を越えた教育データの連携を可能とする認証基盤をGビズIDやJPKIを活用して整備（令和7～8年度に認証基盤の整備に向けた調査・技術実証等）

モビリティデータ

- ・ 標準化や活用事例のベストプラクティス創出推進
- ・ 官民のデータ連携・共有スキームとして「モビリティデータスペース」確立（令和7年度に先行自治体において取組開始）